

育児・介護休業法 改正への対応について

育児・介護休業法が改正され、2022年4月と10月に順次施行されることとなります(ナビVol.70で紹介済)。先日、国からモデル規定が示されるなど、ここへきて動きが慌ただしくなっています。

大きな改正点としては「産後パパ育休(出生時育休)」(以前報道では“男性版産休”などと奇妙な呼び方がされていました)の創設など、男性の育休取得促進が中心で、主には10月の施行となっています。

4月から施行となるのが、

- ①育休を取得しやすい環境整備…研修の実施や相談窓口の設置等、何らかの取り組みを義務づけ
- ②妊娠・出産(本人/配偶者)の申し出をした職員への個別の周知・意向確認…申し出た職員へ、育休制度の周知や、休業取得の意向を確認することを義務づけ
- ③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和…

1年以上勤務の要件が撤廃(労使協定で除外可)。

事業主の義務となる事項もあり、対応策をしっかりと検討しておく必要があります。さらに10月の施行分もあわせて、育休規程等の改正も必要となってきます。当事務所もセミナー等でお伝えしていこうと考えていますが、まずは情報を得ておいていただければと思います。

○[法改正のポイント リーフレット](#)

○[育児・介護休業に関する規定例\(R3.10月\)](#)

社会保険の適用拡大って？ ⑥

前回まで、適用拡大該当者の3つの選択肢をご紹介しました。一概に「どうすべき」とは言えませんが、事業所の皆様にもパート職員さんにも知っておいていただきたいのが、社会保険に加入するメリットです。

①将来の年金受給額を増やすことができる。

社会保険(厚生年金)に加入することで、自身の年金額を増やすことができます。仮に一度も厚生年金に加入せず、60歳までずっと被扶養者だった場合、65歳から受給できる年金は基礎年金(現在、満額で年約78万円=月65,000円)のみとなります。厚生年金は1ヶ月でも加入期間があればその分が年金額に反映されます

ので、勤めた分だけ将来の年金がアップするということです。(次ページに具体的なシミュレーションを掲載しますので参考にしてください)

②「傷病手当金」「出産手当金」の対象となる。

健康保険には、私的な病気やケガ、あるいは出産で働けず給与がもらえない期間、給与補償(約3分の2)をしてくれる制度があります。傷病手当金は最大で1年6ヶ月、出産手当金は産休期間中、もし受給中に仕事を辞めてももらい続けることができ(※条件あり)、被扶養者や国保加入者にはない大きなメリットです。

③障害厚生年金の対象となる。

社保加入中に万一、病気やケガで障害が残ってしまった場合には、障害厚生年金の受給対象となります。障害基礎年金の上乗せとして受給でき、基礎年金にはない3級という区分があるなど、手厚い保障になっています。

今の手取り収入を減らしたくない…という声は非常によく聞きますし、法人の負担も大きいことから社保加入に積極的になれないところも多いと思います。しかし、時代とともに制度が大きく変わろうとする中、まずはその制度を正しく知り、一人ひとりが、それぞれの働き方・暮らし方について考えていくことが求められているのだと思います。

この適用拡大は非常に大きな改正です。お困りのことや、ご不明な点などあればお気軽にご相談ください。

このテーマ終わります

2021年を振り返って

今年もコロナに振り回された一年でした。研修会がオンラインになったり、[YouTubeチャンネル](#)を始めたり、苦戦しながらもまた新たなチャレンジをしてきました。来年こそはセミナー会場で皆様とお会いしたいですね。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL: <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net

厚生年金の受給額シミュレーション

2021年12月

杉山社会保険労務士事務所

★計算式

$$\boxed{\text{平均標準報酬額（平均月収）} \times \left(1000 \text{ 分の } 5.481 = 0.005481\right) \times \text{被保険者期間（月数）}}$$

によって出された数字が老齢厚生年金（65歳以上）の年金額（年額）

※昭和21年4月2日以降生まれ、被保険者期間は平成15年4月以降と仮定（それ以外の条件だと数字が変わってくる）

※上記計算式は基本形であり、従前保障や物価水準への対応等により変動する。

※これ以外に、国民年金（老齢基礎年金・40年加入の満額で年780,900円）を受給できる。

月収10万円で1年勤めると、

$$100,000 \text{ 円} \times 0.005481 \times 12 \text{ ヶ月} = 6,570 \text{ 円（年額） がプラスになる。}$$

〈例〉

①月収10万円、10年勤務

$$\underline{100,000 \text{ 円} \times 0.005481 \times 120 \text{ ヶ月} = 65,770 \text{ 円}}$$

ちなみにこの場合、社会保険料の自己負担は月約14,500円（うち厚生年金9,000円）

$$\text{年金払込額（本人負担）} 9,000 \text{ 円} \times 120 \text{ ヶ月} = 1,080,000 \text{ 円}$$

②月収15万円、5年勤務

$$\underline{150,000 \text{ 円} \times 0.005481 \times 60 \text{ ヶ月} = 49,320 \text{ 円}}$$

社会保険料は月約22,350円（うち厚生年金13,725円）

$$\text{年金払込額（本人負担）} = 823,500 \text{ 円}$$

③月収20万円、10年勤務

$$\underline{200,000 \text{ 円} \times 0.005481 \times 120 \text{ ヶ月} = 131,540 \text{ 円}}$$

社会保険料は月約29,810円（うち厚生年金18,300円）

$$\text{年金払込額（本人負担）} = 2,196,000 \text{ 円}$$

どのケースも、おおよそ17年以上受給すると受給額が払込額を上回る計算となる。

※2021年12月時点でのシミュレーションです。今後、計算に使う数字が変更されたり、受給額や保険料が変更になる可能性があります。